

## **共済事業の概要**

### **(1) 事業の経過**

本事業は、民間社会福祉事業施設団体職員の福利増進を目的に、昭和34年3月28日に岩手県民間社会事業職員共済会として設立され、退職給付、慶弔給付等を行う互助事業として開始されました。

昭和37年4月26日には、岩手県社会福祉協議会の事業に引き継がれて今日に至っています。

昭和63年には、退会共済金が税務上、退職所得として認められることとなりました。

### **(2) 目的**

岩手県社会福祉協議会の定款に基づき、民間社会福祉事業従事者の福利増進を目的としています。

### **(3) 根拠規程**

「岩手県社会福祉協議会定款第51条第6号」及び「民間社会福祉事業共済規程」

### **(4) 事業開始年月日**

昭和34年4月1日

### **(5) 実施主体**

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

### **(6) 事業の内容**

- ① 退職に伴う退会共済金の給付
- ② 慶弔見舞金の給付（結婚祝金、出産祝金、見舞金、死亡弔慰金）

### **(7) 事業の運営**

岩手県社会福祉協議会会长が委嘱する委員（県社協役員及び加入会員の代表者）で構成する運営委員会を設置し、運営を行っています。

### **(8) 共済契約者**

民間社会福祉事業共済規程第7条に規定する社会福祉施設及び団体のうち共済契約を締結した事業主

### **(9) 共済契約**

加入する職員等の同意を得て、『共済事業加入申込書（様式第1号）』を岩手県社会福祉協議会会長に提出し、加入承認後、会費及び事業主負担額の払込みにより契約が成立します。

### **(10) 職員の加入要件**

共済契約者が運営する事業所に常時勤務する有給役職員

## (11) 会費及び事業主負担額

会費は、標準給与額の  $28,750 / 1,000$  とし、会費と同額を事業主が負担します。  
標準給与額は、毎年 7 月に改定を行います。

## (12) 退会共済金給付事例 ~加入期間 10 年 平成 29 年 3 月末日退職の場合~

平成 28 年 4 月 ~ 平成 28 年 6 月	標準給与額	208,000 円 (26 等級)
平成 28 年 7 月 ~ 平成 29 年 3 月	標準給与額	213,000 円 (27 等級)

### 〔計算式〕

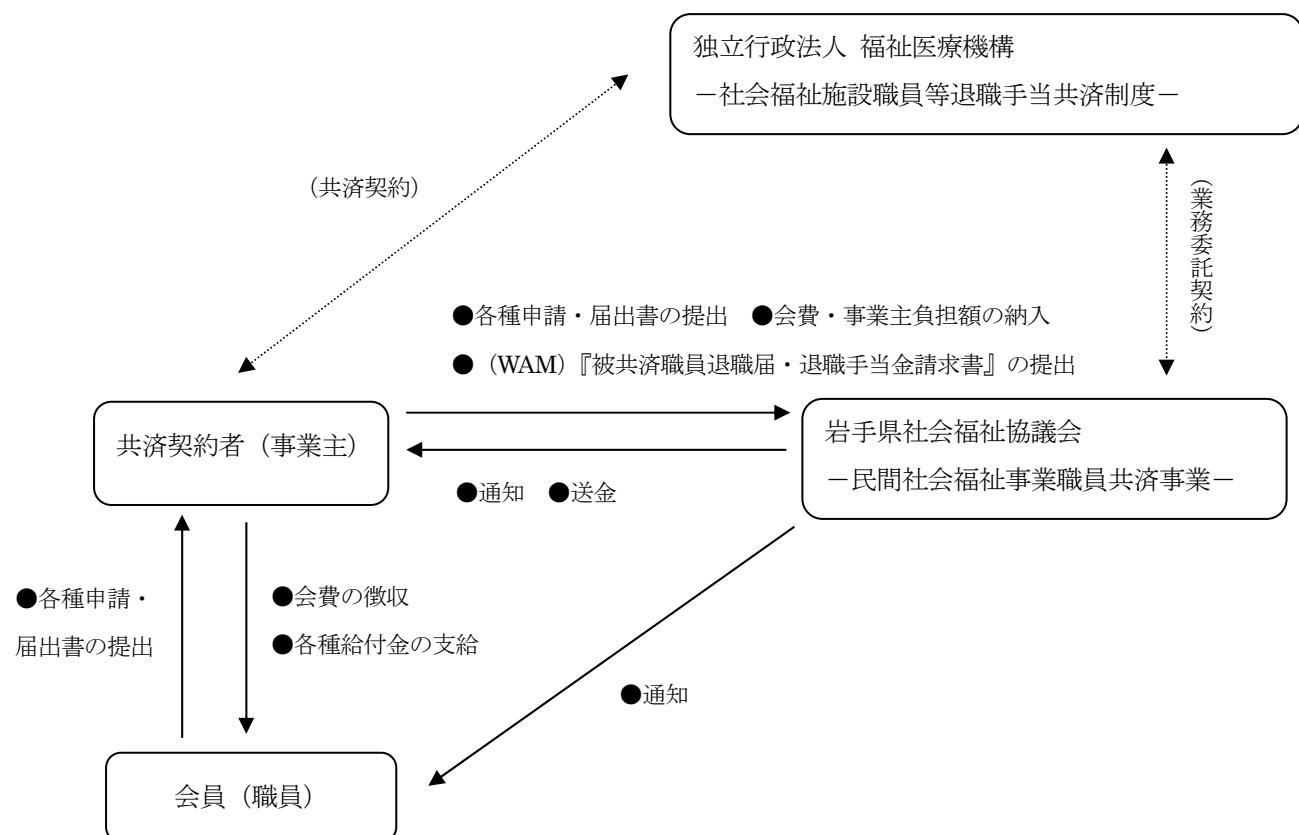
$$\frac{\text{退会月から遡った会費納入月}}{12 \text{か月の標準給与額の平均額}} \times \text{給付率} = \text{給付額}$$
$$\frac{208,000 \times 3 + 213,000 \times 9}{12} \times 5.28 = 1,118,040 \quad \text{給付額 } 1,118,100 \text{ 円}$$

※100 円未満切り上げ

〔注〕 給付額のうち、事業主からの退職金として取り扱う金額は、「給付額」から「退職者本人拠出累計額」を差し引いた額となります。

※ 加入期間が 1 年未満の場合は、退職者本人拠出累計額が支給額となります。

## (13) 共済事業のしくみ



(14) 独立行政法人福祉医療機構退職手当共済制度との比較

名 称	民間社会福祉事業職員共済事業	社会福祉施設職員等退職手当共済制度
実施主体	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会	独立行政法人 福祉医療機構
財政方式	積立方式	賦課方式
加入対象 施設・事業	県社協会員である社会福祉施設（公立を除くものとし、市町村等が社会福祉法人に施設の運営を委託している場合を含む。）及び社会福祉団体	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 契約できる社会福祉法人           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉施設又は特定介護保険施設等を経営している社会福祉法人</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 加入対象となる施設・事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉施設等 ⇒ 法人が共済契約を締結した場合は、必ず加入しなければならない。</li> <li>・ 特定介護保険施設・申出施設等 ⇒ 加入は法人の任意（加入する場合は、施設又は事業単位で加入）</li> </ul> </li> </ul>
加入対象 職 員	加入対象施設・団体に常時勤務する有給役職員（1年以上雇用見込みのあるパート職員・臨時職員等を含む。）	共済契約者に使用され、かつ、共済契約者の経営する社会福祉施設等・特定介護保険施設等・申出施設等に常時従事する下記職員 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用期間に定めのない職員</li> <li>・ 雇用期間が1年以上で、労働時間が就業規則で定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者</li> <li>・ 雇用期間1年未満の職員が、その期間の更新により1年を経過した場合で、労働時間が就業規則で定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者は、採用から1年を経過した日から加入。</li> </ul>
費用負担	毎月納入 会 員： 標準給与額の 28.75／1,000 事業主： 標準給与額の 28.75／1,000	年1回 ※ 全額事業主負担（平成29年度掛金） 社会福祉施設等職員 ⇒ 44,500円 特定介護保険施設等職員 ⇒ 44,500円 × 3 申出施設等職員 ⇒ 44,500円 × 3
事業内容 その他	1 退職に伴う退会共済金の給付 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">計算式</div> <u>[会費納入最終月から遡った 12か月間の標準給与額の平均額] × [在会月数に応じた給付率]</u> ※加入期間1年未満の場合は、会員の会費総額を支給 2 慶弔見舞金の給付	退職手当金の支給（加入期間1年以上） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">計算式</div> <u>[退職前6か月間の平均本俸月額] × [支給乗率]</u> ※加入期間1年未満の場合は支給なし

(15) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金との比較

名 称	民間社会福祉事業職員共済事業	全国社会福祉団体職員退職手当積立基金
実施主体	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会	社会福祉法人 全国社会福祉協議会
財政方式	積立方式	積立方式
加入の対象	県社協会員である社会福祉施設（公立を除くものとし、市町村等が社会福祉法人に施設の運営を委託している場合を含む。）及び社会福祉団体のうち、共済事業に加入している施設・団体に、常時勤務する有給役職員（1年以上雇用見込みのあるパート職員・臨時職員等を含む。）	県市町村社会福祉協議会・社会福祉団体
費用負担	毎月納入 会 員： 標準給与額の 28.75／1,000 事業主： 標準給与額の 28.75／1,000	四半期ごとに納入 全額事業主負担 本俸月額の 110／1,000
事業内容 その他	1 退職に伴う退会共済金の給付 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">計算式</div> [会費納入最終月から遡った 12 か月間の標準給与額の平均額] × [在会月数に応じた給付率] ※加入期間 1 年未満の場合は、会員の会費総額を支給 2 慶弔見舞金の給付	退職に伴う「退職一時金」又は「退職年金」 ・退職一時金 → 加入期間 1 年以上 ・退職年金 → 加入期間 20 年以上で 60 才以上 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">計算式</div> [退職前 1 年間の平均基準給] × [勤続期間に応じた給付率]